

**令和元年度こうふ開府500年を契機とするVRコンテンツ利用促進等業務  
(公募型プロポーザル) 実施要領**

**1 趣旨**

本業務は、本市の歴史的な節目となる「こうふ開府500年」を契機とし、誘客促進をはじめ幅広い分野での利用ができるツールとして本市が制作した、VRコンテンツの利用促進等を行うための業務について委託するものである。

については、公募型プロポーザル方式により、優れた提案を広く求め、価格評価のみならず、プロポーザル内容等を総合的に判断し、最も優れたプロポーザルを行った事業者を本業務委託の優先交渉権者とする。

**2 概要**

(1) 業務名

令和元年度こうふ開府500年を契機とするVRコンテンツ利用促進等業務

(2) 業務内容

「令和元年度こうふ開府500年を契機とするVRコンテンツ利用促進等業務仕様書(以下「仕様書」という。)」による。

(3) 納入場所

甲府市企画部企画総室企画課

(4) 履行期間

契約締結の日から令和2年3月31日までとする。

(5) 提案上限額

金8,000千円(消費税及び地方消費税10%を含む)

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意し、見積書は上記提案上限額を超えてはならない。

**3 参加資格要件**

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であり、業務委託を的確に遂行するに足りる能力、当該業務遂行に必要な技術及び、組織、人員体制を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 本業務委託の公告の日から契約締結の日までの期間に、「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続等及び民事再生法(平成

- 1 1 年法律第 2 2 5 号) に基づく再生手続等開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 直近 1 年間の国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (7) 過去 5 年以内に、国又は地方公共団体と同種又は類似の業務を受託した実績があること。

#### 4 スケジュール

内容	期日
告示	令和元年 5 月 1 4 日 (火)
実施要領・仕様書に関する質問受付	令和元年 5 月 1 4 日 (火) から令和元年 5 月 1 6 日 (木) 午後 4 時まで
質問と回答の公表	令和元年 5 月 2 0 日 (月)
参加申込書提出期限	令和元年 5 月 2 2 日 (水) 午後 4 時まで
企画提案書提出期限	令和元年 6 月 3 日 (月) 午後 4 時まで
プレゼンテーション審査	令和元年 6 月 7 日 (金)
審査結果の通知発送	令和元年 6 月 1 0 日 (月) ※予定
契約手続	令和元年 6 月中旬

#### 5 参加申請等

「3 参加資格要件」を全て満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、次により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和元年 5 月 2 2 日 (水) 午後 4 時まで (必着)

(2) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。なお、提出物については返却しない。

	名称	様式及び添付書類等
ア	業務委託 (公募型プロポーザル) 参加申込書	<p>&lt;第 1 号様式&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者印等を押印のこと。</li> <li>・直近 1 年間の国税及び地方税に未納がないことの証明書 (発行後 3 ヶ月以内) を正本に添付すること。</li> </ul>
イ	業務実績書	<p>&lt;第 2 号様式&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同種又は類似業務を行った実績 (直近 5 件以内)</li> <li>・実績を証する契約書の写しを添付すること。</li> </ul>
ウ	業務実施体制調書	<p>&lt;第 3 号様式&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約締結後における業務の実施体制 (担当者等の氏名、経験、担当する業務等) について記入すること。</li> <li>・事業者の組織概要が分かる資料を添付すること。</li> </ul>
エ	業務協力契約予定書	<p>&lt;第 7 号様式&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を受注した場合、協力業者と業務契約をすることを予定している場合に提出すること。</li> </ul>

#### 6 企画提案書等の提出

企画提案書等は次により提出すること。

- (1) 提出期限 令和元年6月3日(月)午後4時まで(必着)
- (2) 提出書類等 提出書類等は次のとおりとする。なお、提出物については返却しない。

	名称	様式及び添付書類等
ア	企画提案書	<b>&lt;任意様式&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正本1部 副本10部提出すること。</li> <li>・仕様書の業務内容に掲げる事項全てについて、具体的な提案を行うこと。</li> <li>・用紙はA4版、縦置き、横書き、文字サイズ11ポイント以上とする。</li> <li>・表紙と目次を除いて20ページ以内で両面印刷とする。</li> <li>※A3版の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、A4版2ページ分とカウントする。(A4サイズに折ること。)</li> <li>・提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に分かりやすく記述し、意思表示は明確にすること。</li> <li>・資料は、必要最低限に留めること。</li> <li>・企画提案書と同内容の文書を保存した電子媒体(CD-R等)を提出すること。</li> </ul>
イ	業務工程表	<b>&lt;任意様式&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用紙はA3版、横置き、1枚に記載すること。</li> <li>・本市と事業者の役割分担を明示すること。</li> </ul>
ウ	提案価格書	<b>&lt;第4号様式&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案価格と積算の具体的な内訳を記載すること。</li> <li>・提案価格は、消費税及び地方消費税(10%)を含む額とする。</li> </ul>

## 7 参加申請及び企画提案書等の提出方法

甲府市企画部企画総室企画課へ持参又は郵送にて提出すること。

(郵送の場合のあて先)

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号

甲府市企画部企画総室企画課 宛て

※持参の場合は、平日の午前9時から午後4時までとする。

※郵送の場合は、電話で書類到着の確認を必ず行うこと。

## 8 質問の受付及び回答

当該委託業務の公募に関して、質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法
 

質問書<第5号様式>により、電子メールで提出し、電話でメール到着確認をすること。

電子メールアドレス：seisaku@city.kofu.lg.jp
- (2) 受付期間
 

公募開始の日から令和元年5月16日(木)午後4時までとする。
- (3) 回答方法

令和元年5月20日（月）までに甲府市ホームページに掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

(4) 留意事項

本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。なお、口頭による個別対応は行わない。

## 9 選考方法

(1) 優先交渉権者の選考

本業務の受託者選考にあたっては、「令和元年度こうふ開府500年を契機とするVRコンテンツ利用促進等業務優先交渉権者選考審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、「こうふ開府500年を契機とするVRコンテンツ利用促進等業務受託者選考審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査し、採点の合計により各提案者の順位を決め、第1位の者を第1優先交渉権者として選考する。また、次点の者を第2優先交渉権者として併せて選考する。

(2) 審査

書類及び事業者プレゼンテーションにより審査を実施する。なお、事業者プレゼンテーション審査については、次のとおり実施する。

ア 日時等

令和元年6月7日（金）※詳細は別途通知する。

イ 応募事業者の出席者

3名以内

ウ 実施方法

- ・ 提出した企画提案書に関する説明等（プレゼンテーション15分）
- ・ 質疑応答（概ね20分）※回答は簡潔に行うこと。
- ・ プレゼンテーションにおいて必要となる機器は、応募事業者により準備することとなるが、以下の機器は本市において準備しているため、必要な場合は使用可能である。

○本市において準備する機器

プロジェクター、プロジェクター用ケーブル（HDMI/5m）

- ・ プレゼンテーションは本市へ提出した企画提案書を用いて行うこと。

エ 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、文書及び電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果（第1及び第2優先交渉権者については、その名称まで）を甲府市ホームページに掲載する。

オ その他

(ア) 審査は非公開とする。

(イ) 審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

(3) 優先交渉権者との協議

第1優先交渉権者は、仕様並びに価格等に関する協議を市と行った上、市の決定により受託者となる。ただし、第1優先交渉権者と協議が整わない場合、市は第2優先交渉権者と協議を行うこととする。

また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を優先交渉権者として選考するものとする。

なお、優先交渉権者は、上記協議を行う際、プレゼンテーション時の質疑応答において確認された業務内容に関する記録を提出することとする。

## 10 契約及び支払方法

受託者は、市と随意契約を締結し、受託業務を実施する。なお、市は、業務委託の完了後（完了届提出後）、検査を経て、委託料を受託者に支払うこととする。

## 11 参加申込者の失格

参加申込者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本要領「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (4) 参加申込者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

## 12 参加申込等に要する経費

参加申込及び企画提案等、応募に関わる全ての経費は、参加申込者の負担とする。

## 13 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、本市がプロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルを中止する場合がある。その場合、応募に関わる全ての経費は、本市に請求できないものとする。

## 14 辞退

参加申込後に辞退する場合には、参加辞退届〈第6号様式〉を提出すること。

## 15 業務協力契約予定書の提出

協力事業者と業務協力契約の予定がある場合には、業務協力契約予定書〈第7号様式〉を提出すること。

## 16 その他

- (1) 市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (2) 市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (3) 市は、提出された関係書類等は返却しない。

## 17 連絡先・企画書等提出先

甲府市企画部企画総室企画課（担当：望月・村松）

〒400-8585 甲府市丸の内1丁目18番1号

TEL：055-237-5289（直通）

FAX：055-220-6938

電子メールアドレス：seisaku@city.kofu.lg.jp